

住居確保給付金（家賃補助）

自営業者であり、経営相談により自立に向けた活動を行う方向け

次の全てに該当する方が対象です。

離職・廃業または休業等についての要件

- ・ 経済的に困窮して住居を喪失するおそれ(住居喪失を含む)があること。
- ・ 離職・廃業から原則2年以内、または雇用主や発注元から勤務日数等の減少を余儀なくされたなど、本人の都合によらない、やむを得ない休業等によって収入が減少して離職等と同程度の状況にあること。
- ・ 離職等の日に主たる生計維持者であったこと

その他の要件

- ・ 誠実かつ熱心に自立に向けた活動を行うこと。
- ・ 申請月に世帯全員の収入の合計が以下の基準額以下であること。

・ 単身世帯	8. 6万円	}	+ 家賃額 以下
・ 2人世帯	12. 4万円		
・ 3人世帯	14. 7万円		
・ 4人世帯	17. 5万円		
・ 5人世帯	20. 9万円		
- ・ 申請月に世帯全員の金融資産（預貯金）の合計が以下の基準額以下であること。
 - ・ 単身世帯 51. 6万円以下
 - ・ 2～5人世帯 74. 4万円～100万円以下
- ・ 生活保護を受給していないこと。
- ・ 申請者およびその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

給付内容

- ・ 支給額 : 単身世帯 31,000円 (上限)
- 2人世帯 37,000円 (上限)
- 3～5人世帯 40,100円 (上限)
- ※収入が収入要件を超える場合は一部支給
- ・ 支給期間：原則3ヶ月

自立に向けた活動 住居確保給付金の受給中には以下のとおり活動を行う必要があります。

- ・ 毎月4回以上、支援員と面接・報告
- ・ 毎月1回以上、経営相談先で職業相談
- ・ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組みを行う

申請前に必要な申込み事項

経営相談の申込み（自営業者等の方で経営改善を目指す方）

休業で申請される方で、その事業の経営改善を目指す場合は、経営相談先へ経営相談申込みを行う。経営相談申込み先名称を申請書類に記載する。

なお経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合は、ハローワーク等への求職申込みが必要。

新規申請時の手続き

※申請書類の様式は窓口で交付します

提出書類

1. 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 →申請者記載
2. 住居確保給付金申請時確認書 →申請者記載

※住宅を喪失するおそれのある方は

3. 入居住宅に関する状況通知書 →不動産業者、大家に記載してもらう

※住宅を喪失した方は

3. 入居予定住宅に関する状況通知書 →不動産業者、大家に記載してもらう

添付書類

1. 本人確認書類（免許証、保険証等）
2. 経営状況の確認書類等
事業実態及び経営再建を目指すことが分かる以下の①及び②の書類
①事業を営んでいることが分かる書類 →開業届及び直近の確定申告書の写し 等
②経営改善を目指すことが分かる書類 →「自立に向けた活動計画書」
3. 収入関係書類（申請者及び同一世帯者の給料明細等）
住居確保給付金に関する収支状況表（個人事業者用）等
4. 減収前の収入関係書類
個人事業主においては店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類
発注主から発注の取消しや減少が確認できる書類
5. 預貯金関係書類（申請者及び同一世帯者の金融機関の通帳の写し）
6. 入居確認書類 市内で入居していることが確認できる書類（賃貸借契約書）

※住宅を喪失した方は

7. 新住所の住民票の写し →後日提出でも○

支給決定後に申請者に渡す書類

1. 住居確保給付金支給決定通知書
→社会福祉協議会、不動産媒介業者（大家）にも送付

2. 自立に向けた活動状況報告書

※住宅を喪失した方は

3. 住居確保給付金支給対象者証明書
4. 住宅確保報告書 →住居確保後7日以内に提出